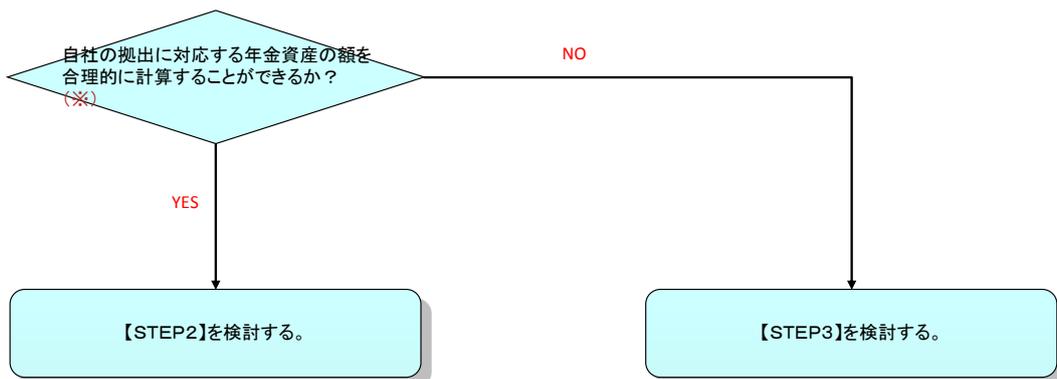


# フロー・チャートを使って学ぶ会計実務【第33回】「退職給付引当金(複数事業主制度)」

(※退職給付引当金(複数事業主制度)に関する全ての論点を取り扱っているわけではありません。)

【STEP1】 年金資産の額の合理的な計算



(※)

複数事業主制度において、「自社の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算できない場合」とは、複数事業主制度において、事業主ごとに未償却過去勤務債務に係る掛金率や掛金負担割合等の定めがなく、掛金が一律に決められている場合をいう。これは、年金基金の規程等で確認することができる。

上記に該当する場合であっても、親会社等の特定の事業主に属する従業員に係る給付等が制度全体の中で著しく大きな割合を占めているときは、当該親会社等の財務諸表上、自社の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算できない場合にはあたらぬ。

なお、総合設立型の場合には、自社の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算できない場合が多い。

【STEP2】 年金資産の額を合理的に計算できる場合の会計処理

自社の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算できる場合、自社に帰属する年金資産を計算する。

自社の負担に属する年金資産等の計算を行うときの合理的な基準としては、以下に例示する額について、制度全体に占める各事業主に係る比率によって計算することができる。

(1)	退職給付債務
(2)	年金財政計算における数理債務の額から、年金財政計算における未償却過去勤務債務を控除した額
(3)	年金財政計算における数理債務の額
(4)	掛金累計額
(5)	年金財政計算における資産分割の額

上記以外については、退職給付引当金(原則法)と同様である。退職給付引当金(原則法)については、本連載【第14回】「退職給付引当金(原則法)」を参照されたい。

## フロー・チャートを使って学ぶ会計実務【第33回】「退職給付引当金(複数事業主制度)」

(※退職給付引当金(複数事業主制度)に関する全ての論点を取り扱っているわけではありません。)

【STEP3】年金資産の額を合理的に計算できない場合の会計処理

自社の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算できない場合、要拠出額を退職給付費用として計上する。また、未拠出の額がある場合、未払金として計上する。

自社の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算できない場合、退職給付引当金は計上されない。

【STEP4】注記

以下の注記が必要となる。なお、(3)については、重要性が乏しい場合には当該注記を省略できる。

- (1) 企業の採用する退職給付制度の概要
- (2) 退職給付費用
- (3) 年金制度全体の直近の積立状況等
- (4) その他の退職給付に関する事項

(上記の注記は、自社の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算できない複数事業主制度に関する注記のみ記載している。)

(3)の「年金制度全体の直近の積立状況等」とは、年金制度全体の直近の積立状況等(年金資産の額、年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額及びその差引額)及び年金制度全体の掛金等に占める自社の割合並びにこれらに関する補足説明をいう。

「年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額」とは、厚生年金基金の場合は両者の合計額であり、確定給付企業年金の場合は代行部分の給付がないことから、年金財政計算上の数理債務の額のみとなる。また、年金財政計算上の数理債務の額は、厚生年金基金及び確定給付企業年金の貸借対照表には表示されず、欄外に注記されているため、注記の額を計算するにあたっては、厚生年金基金及び確定給付企業年金の貸借対照表の欄外に注記されている「数理債務」の額と貸借対照表に表示されている「最低責任準備金」(負債)の額に基づき注記する。なお、注記対象が確定給付企業年金のみの場合には、注記において使用する名称を「年金財政計算上の数理債務の額」とする。

「年金制度全体の直近の積立状況等」は、必ずしも貸借対照表日(期末日)時点の数値を入手することができないため、入手可能な直近時点の数値により注記することになる。通常、貸借対照表日(期末日)時点よりも1年程度前の時点の数値を注記することになると考えられる。また、「年金制度全体の掛金等に占める自社の割合」についても入手可能な直近時点の数値により注記することになる。

入手した数値の時点が貸借対照表日と一致しない場合、注記上、これを明示する必要がある。

補足説明の例としては、以下が挙げられる(適用指針[開示例3])。

- ① 「年金資産の額」から「年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額」を控除した差引額の主要因、今後の取扱い
- ② 財務諸表上の影響を示すための特別掛金の損益計算書(又は損益及び包括利益計算書)上の費用処理額
- ③ 掛金拠出割合等が参加企業ごとの未償却過去勤務債務等の比率と明らかに乖離している場合(企業ごとに負担割合等が異なる部分がある場合)の特別掛金に係る拠出割合
- ④ 指標としての掛金拠出割合等と将来の実際の負担割合との関係

なお、計算書類では上記のような注記は必ずしも求められていない。